

会 議 記 録

会議名 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会

開催日 令和8年2月6日(金) 開会 午後 1時30分

閉会 午後 3時25分

出席者 委 員 委員長 内 海 まさかず

小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 針 谷 育 造

青 木 一 男 松 本 喜 一 天 谷 浩 明

広 瀬 義 明 氏 家 晃 白 石 幹 男

関 口 孫 一 郎

議 長 梅 澤 米 満

副 議 長 大 谷 好 一

傍 聴 者 小 太 刀 孝 之 福 田 裕 司

地方自治法第100条第1項の規定により出頭及び証言を求めた者

佐 山 和 章 (不出頭)

事務局職員 事務局長 森 下 義 浩 課 長 野 中 繭 実 子

係 長 小 林 康 訓 主 任 齊 藤 千 明

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会議事日程

令和8年2月6日 午後1時30分開議 全員協議会室

日程第1 証人尋問

日程第2 その他

◎開会及び開議の宣告

○委員長（内海まさかず君） ただいまの出席委員は11名で、定足数に達しております。

ただいまから学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午後 1時30分）

◎諸報告

○委員長（内海まさかず君） 議事に入る前に申し上げます。

本委員会は原則公開といたします。ただし、個人情報や名誉に関わる調査等を行う場合などにおいては秘密会とすること、証人が証言しやすい環境づくりが必要な場合などにおいては傍聴を制限する、また傍聴者の退場をお願いすることがありますので、ご協力とご理解をお願いいたします。

また、本件に係る資料は、100条調査を行うために提出いただき、本市議会でお預かりしているものであります。したがって、資料を外部に出したり、閲覧させたりすることがないように、その取扱いについてはご注意ください。特に税務情報や個人情報、企業の技術、ノウハウなどが含まれている資料につきましては、その取扱い及び会議におけるご発言にご留意いただきますようお願いいたします。

◎議事日程の報告

○委員長（内海まさかず君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎証人尋問

○委員長（内海まさかず君） 日程第1、証人尋問を行います。

当委員会に付託されました調査項目は、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する事項であります。

本件につきまして、佐山和章さんから証言を求める予定でしたが、2月3日付ファクスにて、議長宛て、出頭しない旨の申出書の提出がありました。タブレットに配付のとおりであります。

事務局に確認しますが、佐山証人は出頭していますでしょうか。

小林書記。

○係長（小林康訓君） ご報告いたします。

定刻となりましたが、事務所のほうには出頭しておりません。

○委員長（内海まさかず君） ということで、佐山和章氏におかれましては、本日出頭いただけませ

んでしたので、証人尋問は中止とし、日程第1は終了といたします。

◎佐山和章氏の証人喚問への不出頭に対する対応について

○委員長（内海まさかず君）　ここで日程を追加し、佐山和章氏の証人喚問への不出頭に対する対応についてを議題といたします。

本日予定していた佐山和章氏の証人尋問が不出頭により行えなかったことについて、今後の対応を協議したいと思います。

佐山和章氏に対しましては、何度か日程調整の依頼をした上で、正当な理由とは判断できない理由により日程調整を拒否されたことから、前回の委員会において、本日の証人喚問を決定し、通知を差し上げたところでございます。しかしながら、本日出頭いただけないという結果となりました。

最初の頃の申出では、調査に正当性がないから出頭しない。途中からは、自分の裁判の都合で、2月19日より後であれば出頭する。今回は、4月中旬以降ならば出頭すると、佐山氏からの申出はこのような経過をたどっております。

ここで改めて、主に証人喚問に関する佐山氏からの申出書、議会からの通知を時系列的に整理いたしましたので、確認していききたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

小林書記。

○係長（小林康訓君）　ここで資料の配付をさせていただきたいと思いますので、ちょっとお待ちください。

○委員長（内海まさかず君）　お願いします。

〔資料配付〕

○係長（小林康訓君）　それでは、よろしいでしょうか。座ったままで説明させていただきます。

学校法人陽光学園代表清算人、佐山和章氏に対する証人喚問請求等の経過についてご説明をさせていただきます。

委員の皆様には、実を言うとタブレットのほうには通知そのもののデータを今回入れさせていただいておりまして、フォルダーですと、（参考）佐山氏関連通知というふうなところに、日付順に佐山氏からの申出書、佐山氏宛ての通知というのを上げさせていただいております。私の説明のほうは、このお配りいたしました要約のほうで説明をさせていただきます。

まず、12月12日付、佐山氏から通知がございました。そこには、この調査は議会の権限の濫用である。調査を中止することを求める。学校法人陽光学園の前理事を証人とするのは、係争中なので適格性を欠くといった内容の記載がございました。

それに対してというわけではないのですが、当調査委員会のほうでは、調査を進める中で、佐山氏への証人喚問の必要性があるというふうなことで、12月16日、証人喚問の日程の事前調整通知を

いたしまして、1月19日、21日、23日のいずれかの日程で都合の合わせられる日を返答するように依頼をいたしました。これに対しまして、12月23日、日程調整に対する返答はなく、百条委員会は公平性を欠き、議会の権限の範囲を逸脱した調査である。出頭は困難であるというふうな回答がございました。

これを受けまして、当調査委員会では、その理由は正当性のないものとして、12月26日、佐山氏に対して証人出頭請求書、1月19日午前9時半から出頭するようにご依頼をいたしました。これに対しましては、1月8日、12月23日付通知に出頭しない正当な理由を記載したにもかかわらず返答がない。取引業者の証人喚問が決定したので、自らも出頭する意思はある。補佐人との日程調整、関連する係争案件との関係があるので、2月19日より後に証人喚問を実施するよう要望するというふうな佐山氏からの申出がございました。

これを受けまして、当委員会では、1月14日になりますが、申出、一理あるということで、1月19日の証人喚問自体は中止と決定をいたしました。しかしながら、2月19日まで待つというふうな理由は特に見受けられませんでしたので、1月26日、27日、29日のいずれかの日程で都合の合わせられる日を返答するように事前調整通知をいたしました。この際、佐山氏に対しましては、佐山氏が係争を抱えていることと証人喚問の出頭は直接の関係があるとは認められないこと。その係争と本委員会の調査とは直接関係がないことから、2月19日より後に証人喚問を実施する理由には当たらず、要望に応じることはできないというふうな旨を付記しております。

これに対しまして、佐山氏からは、1月20日、これはちょっとどういうわけか事務局宛てのファクスになっておりましたが、この通知を含む今までの意見書、申出書に返答してほしい。証人喚問時のルールを決めておくほうが進行が円滑である。提示された日程では、補佐人である顧問弁護士が同席できない。弁護士は複数案件を抱えているので、1から2か月以上先の猶予が必要である。訴訟と同じであれば、尋問事項を詳細かつ具体的にまとめて開示してほしい。場当たりの尋問、意見陳述は回避してほしい。尋問時間、主尋問、反対尋問ともに示してほしい。非公開で実施してほしい。新聞やメディア、SNS等の報道は一時的にストップしてほしい。新聞報道や委員会に所属する議員の報告書等で一連の問題として係争中の案件も記載されている以上、この調査委員会と無関係とは言えない。

2ページを御覧ください。という返答がございました。こちらにつきましても、要は1月26日、27日、29日の証人喚問の日程調整の返答はなかったというふうなことになります。

2ページに参りまして、1月22日、これは市長宛てになりますが、市民サービス運営の妨げとなっている百条委員会の停止と人権侵害の救済に関する陳情書というふうなものが提出されております。こちらの詳細につきましては、日程第2のほうでご説明をしたいと思っております。

その後なのですが、1月22日、証人出頭請求書、2月6日、本日午後1時半からというふうなことで、佐山氏宛て通知をいたしました。これに対しましては、タブレットにも配付いたしましたと

おりになります。2月3日付、この通知を含む今までの意見書、申出書に返答してほしい。民間取引の関係について、取引業者の仕入れ、支払い明細等を提出させたり、直接出頭させたことは、調査の範囲を逸脱し、調査の必要性、相当性を欠くことから出頭できない。学童が調査目的であるにもかかわらず、特定人物、法人のみを狙い撃ちした調査を展開しており、市議会、新聞社等が連携し、証拠のない内容の報道を公開して、特定個人、法人の名誉を毀損する攻撃を続けているとともに、市議会議員が証拠のない発言で特定人物、法人を狙い撃ちし、土地、バス、学童を問題としてでっち上げ、初めから特定人物、法人を調査目的とした百条委員会を立ち上げたことから、出頭できない。

この調査は、当該自治体の事務との直接的関連性が明確でなく、調査の範囲、内容が必要最小限を超えていることから、地方自治法第100条に基づく調査権限を逸脱しており、違法である。ルールを決めれば、補佐人を申請し、出頭する意思はあるが、補佐人は裁判の日程が3月まで決定しており、自身は2月からは裁判があり、3月は民間企業の年度末と重なるので、時間がないから、4月中旬以降の証人喚問を予定してほしい。4月中旬までは、ルールを決めれば文書での質疑応答には応じる。

以上のような通知が来ておりまして、本日は出頭していただけなかったというふうな経過をたどっております。

資料の説明は以上になります。

○委員長（内海まさかず君） この経過及び佐山氏の主張を踏まえまして、今回の不出頭に対する対応を協議したいと思います。

皆様、ご意見ございますでしょうか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 事務局の説明、ありがとうございます。

私のほうからも幾度となくお願いをしてまいりました。3度にわたって要請をさせていただき、先方から4度にわたって、出られないと。ただ出られないといいますが、今回は出頭できないとされていたものが、1月が無理、2月が無理ということで、一番最後には4月中旬以降だということで、先方の狙いは我々議会の解散をもって百条委員会が解散されるのを意図としているのではないかというふうにも取れてしまうわけです。私からすれば、誠意が全くない。出る準備はあるという言葉信じて、幾度となく日程を変更してまいりました我々委員会を愚弄するものであると私は感じるところでございまして、多くの委員の皆様のご意見を聞きながら進めてまいりますが、私的には、これ以上、先方との話合いの場を設ける必要はないのではないかなというふうに感じているところであります。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。事務局の丁寧な分かりやすい説明、ありがとう

ございました。

格納されています過去の佐山氏からの返答を読みますと、我々がどんなに真剣にやっているかということが覆される、ばかにされている、そういった内容だと、私は憤りを感じています。

最後に、4月中旬以降の証人喚問であれば参加する。4月中旬以降の証人喚問を予定してほしい。こんなふざけた回答書はないと、本当に憤りを感じているところでございます。我々としても、再三再四、我慢をしながら証人喚問に関しては日程調整をしまいましたが、ここら辺につきましても、弁護士相談も行い、丁寧に、相手を傷つけず、時間の猶予を与えたつもりでございましたが、ここまでの状況でございますので、私も広瀬委員とともに同じ気持ちでございますので、今日は委員一人一人に告発について確認すべきだと思いますので、ご提案します。

○委員長（内海まさかず君） ほかの委員の皆様、何かご意見ございますでしょうか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） いろいろご苦労さまです。

もういたずらに延ばしている。書いていることが、もう合っていないですね。意味がないです。結局、事の始まりは内部告発から始まって、これはグレーですねというところから始まったものであると私は理解するのですけれども、やっぱりこうやって、だらだら、だらだらいたずらに延ばされても仕方がないということで、本日をもって何らかの決断ということで審議をしたいというふうに思っております。先ほど出ました告発という形でよろしいかと思えます。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 私も、再三再四請求しているにもかかわらず出頭しないというのは、やはりここで何らかの決断をすべきだと思っております。なぜというならば、職員も含め、他の企業さんは出頭されたわけですね。ですので、やはりこれだけ猶予を与えた中で出頭できないというのは、理由にはなっていないというふうに私は思っております。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） こちらのほうも何回かにわたって日程のほうもずらして提案をしてきているにもかかわらず、それに出頭できない。その理由のほうも、とても正当な理由とは取れない。受け取れない内容であると思っております。したがって、結論としては、正当な理由なく尋問に応じないという形で、告発すべきであるというふうに思っております。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 百条委員会のほうでは、日にちを何日か、喚問に対しての、この日はどうでしょうかとか、何回も出しているわけですが、それも丁寧に。であれば、本当は、この日が駄目なら、この日からこの日にちなら行けますよ、出席できますよという返答が普通あるのです。それもない。

言い訳ばかりを書類で出してくるだけ。非常にこれは、こちらの要望に対しても全然乗る気もないし、出頭する気もないように私は感じたのですけれども、そういうことから、こういう要望ではなくて、これから次の段階に進めていきたいと思うのですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私も皆さんと同様です。最初のうちは、調査そのものが違反、濫用だというような理由で出てこなかったのですけれども、だんだん引き延ばし作戦というか、変わってきて、最終的には4月中旬以降ということ。我々の任期は4月25日、24日ですか。ですから、もうこれ以上引き延ばされても、我々が尋問できない状況にもなるので、ここで決断すべきだと思ひます。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 私も皆様と同様に、この委員会では時間をかけて丁寧に、そして弁護士の先生にも確認をしたり、事務局の皆さんにも確認をしていたりと、丁寧にやってきました。私としては、もっと早く踏み切ってもという気持ちもあったわけですが、正副委員長が落ち着いて丁寧にやられてきたと。ここまで重ねてきましたので、法律にのっとった、地方自治法にのっとった我々の対応を進めていくべきだと思ひております。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 皆さんが言うとおりに、百条委員会としても丁寧な出頭要請を何度となくしてきたわけですから、本当にここまで来ていますから、もうここで百条委員会としての方向性を見いだしてもよいのかなと思ひます。

○委員長（内海まさかず君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） やはり経過を見ても、もう出頭する気はほとんどないようでありまして、最後の2月3日のを見ますと、特定人物、法人を狙い撃ちし、土地、バス、学童を問題としてでっち上げ、初めから特定人物、法人を調査目的とした百条委員会を立ち上げたことから、出頭できない。これ出頭拒否を述べているわけでありまして、本当に皆さんの意見を聞いてみましても、丁寧にやってきましたと、今まで。議会という立場ですので、できるだけ意見を聞いて結論出していきたいという努力にもかかわらず、このようなことを言ってきているということについては、もう待つ必要はないというようなことで、皆さんと同じ意見で、告発というような方法に移らざるを得ないのではないかとと思ひます。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） これで、委員全員の意見をお聞きいたしました。委員全員、告発をすべきであるということになると思ひます。

ここで、告発について、この制度について事務局に説明を求めたいと思いますので、お聞きいただければと思います。事務局、お願いいたします。

小林書記。

○係長（小林康訓君） それでは、やはり資料のほうお配りさせていただきますので、ちょっとお待ちください。

〔資料配付〕

○係長（小林康訓君） よろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） お願いします。

○係長（小林康訓君） それでは、百条委員会における告発についてということで説明を求められましたので、急遽、資料を配付させていただきました。

冒頭、関係条文とございますが、地方自治法第100条、こちらのほうはちょっと読み飛ばしながらというふうなことになるのですが、私どもの調査権としては、当該調査を行うために特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができるといふふうにございます。

第3項といたしまして、それらに正当な理由がないのに議会に出頭せず、もしくは記録を提出しないとき、または証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処するといふふうな規定がございます。

飛ばしまして、第9項、議会は、選挙人その他の関係人が、第3項または第7項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。ただし、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは告発しないことができるといふふうの規定がございます。

ここで、議会の告発についてなのですが、議会そのものは法人格を有しませんので、通常は告発というふうな行為をすることはできません。一方で、地方自治法第100条第9項による告発は、議会に認められた特例でございます。議会が直接的に告発できるのは、この条文による場合のみとなります。したがって、百条委員会では、これを、条文を要約しますと、不出頭、記録の不提出、証言を拒んだときと、あとは偽証、こちらが告発の対象とできます。

100条調査を行っている中で、ある事項に関し犯罪を発見しても、市の内部機関である議会は法人格を有しませんので、これを告発する権限は持たないといふふうなことになります。

続きまして、第100条第9項の告発の手続についてご説明いたします。これは市議会の権限になります。通常の手順としまして、この委員会において告発事実の認定をいたします。委員会において議決をいたします。続きまして、委員会から議長宛てに議会への議案提出、つまり告発をしますといふふうな議案を提出いたします。本会議での議決を経て、過半数になれば可決となります。それから、最終的に告発書の提出を議長名で行うといふふうなことになります。

続きまして、先ほどの第100条第9項の解釈、資料上、下線が引いてあるところなのですが、告発しなければならぬというふうなところだけがちょっとスポットが当たるところではあるのですが、第3項の罪を犯したものと認めるときはというふうなことになりますので、委員会がその事実の有無の判断を客観的な視点で行った上で、議会に議案を提出する必要があるものと考えられます。

また、告発を検討すべき事態が発生した際には、正当な理由の有無の確認が必要であります。先ほど皆様にご議論いただいた部分かと思えます。

裏面を御覧ください。告発事由と留意事項となります。まず1点目、不出頭ですが、これは一般的に病気、長期旅行、公務、交通事故、家族の慶弔などが考えられ、その他具体的なケースに応じて正当な理由の有無を判断するとされております。

2点目になりますが、実際に来なかったという事実とその理由の確認が必要となるのですが、一般的には証人喚問は事前に日程調整を依頼しておりますので、先ほど申し上げた病気や長期旅行、公務以外の理由で不出頭となるケースは発生しないものと思われておりました。というふうなつもりで事務を進めておりました。事前の日程調整に応じないという状況が発生した際には、委員会側が証人喚問の日程を一方向的に決定し、本人に通知します。それでも不出頭の場合、その理由が示された場合は、委員会で正当な理由か否かを判断の上で、不出頭で告発するか否かを判断する。何も返事がない場合は、不出頭で告発を決定する。なお、いずれの場合においても、司法の場になりますと、不出頭の理由の正当性に加えて、委員会側にも出頭を求めた理由の説明が求められるものと想定されます。

②番、記録の不提出、証言拒絶というふうな部分につきましては、記録が出てこなかった場合に、文書がそもそもないよとか、企業の秘密のような理由のほか、様々な理由があるものと想定されます。文章不存在による記録の不提出については、証人尋問において証人の記憶を聴取することで補完するという考え方になるものと思われま

す。記録の不提出につきましては、これはちょっと、この後、また別の機会で議論すると思いたすので、これはまた別の機会にご説明をさせていただきたいと思うのですが、いずれにしても、それでも告発というふうなことになるというふうな可能性があるというふうにお含みおきいただければと思います。

③、虚偽証言というのは、証人尋問の際に虚偽の証言をして、それが後ほど事実と異なるということが客観的に判断された場合に告発となりますので、つまり調査の最終段階、調査報告書がまとまった時点で事実認定と証言に不一致があるというふうなことで、虚偽証言を告発するというふうなこともあるかというふうにご考えております。

最後に、告発の窓口なのですが、刑事訴訟法第241条第1項の規定により、検察官または司法警察官とされており、具体的には宇都宮地方検察庁または栃木警察署が想定されます。

告発についてのご説明は以上になります。

○委員長（内海まさかず君） ありがとうございます。

告発につきましては、相手が出頭しなかったという事実が必要であります。そしてまた、正当な理由でないということも必要になります。我々委員会側にも、出頭を求めた正当な理由が必要となります。この件につきましては、先ほど皆様のご意見の中で、丁寧にやってきたと。そして、こちら側からの一方的な喚問でもないというふうに我々は思っておりますので、告発の方向で行きたいと思えます。

この後、告発の採決をさせていただきたいのですけれども、今までのことを少し私のほうでまとめさせていただきまして、それを読み上げさせてもらいまして、告発の採決に移りたいと思えます。

我々百条委員会は、議会に設置された委員会です。議会は、栃木市民を代表する機関です。その栃木市議会に対して佐山氏は、今回我々の調査が調査権限を超えている、濫用だというような主張をされております。しかし、市の補助金に関する調査であります。市の補助金を受けた事業者の代表者である佐山氏の証人喚問の実施が調査の範囲を超えていたり、権限の濫用であるとは我々は考えておりません。正当であると思っております。

また、本日配付した2月3日の申出書によれば、取引業者に対して証人喚問に出頭させて尋問したり、記録の請求をしたことは違法であるとのことですが、地方自治法第100条第1項の規定によれば、調査を行うために特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができることあり、正当な調査権として法律に定めがありますので、何ら違法性はありません。そもそも執行部の調査で他の施設の工事が一部計上されていることが発覚したことが発端となっております、この委員会が立ち上がるには。執行部を通じて学校法人陽光学園からは工事写真等の提出を受けたものの、その写真等では工事の事実が判然としないため、施工業者に対して直接記録の請求や証人喚問を行わなければならなくなりました。施工業者への調査の前に事実がはっきりとすれば、行う必要はなかったと思えます。現に記録の請求で施工の事実が明確になった施工業者に対しては証人喚問は行っておらず、このことから必要と認める調査を行っていると言うことができます。

以上のことから、佐山氏の主張は証人喚問に出頭しない正当な理由に当たらないと判断いたしたいと思えます。

それでは、お諮りいたします。今回の証人の出頭請求に対して、佐山和章氏から申出のあった出頭しない理由について正当な理由に当たらないと判断し、告発を決定いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、告発の手続ですが、委員会で告発の議案を決定し、委員長名で議長に対し議案を提出いた

します。その後、本会議において議案として提案され、議会としての決定が必要となります。告発の議案につきましては、正副委員長で協議の上、次回の委員会で案をお示しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次の日程第2、資料に入りたいと思いますが、このままやりますか。それとも暫時休憩しますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時07分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時20分）

◎その他

○委員長（内海まさかず君） 次に、日程第2、その他に入ります。

この中では、記録の提出について、株式会社シンアイさんとTechDesign株式会社さんから文書が出てきましたので、ご協議いただきたいと思います。

その後、2点目といたしまして、前回の委員会において執行部に対して情報提供を行うこととし、その回答が来たことについての報告をいたします。

そして、次としましては、佐山氏が執行部に宛てた陳情を出してきておりますので、そのことについても協議をしていきたいと思います。

まず、第1点目といたしまして、前回の委員会において決定いたしました株式会社シンアイ、TechDesign株式会社への記録の提出請求について、提出がございました。お手元に配付のとおりであります。資料の分析を行いたいと思います。

皆様ところに、TechDesignから提出資料の取扱い及び本件調査に対する意見書が出されております。このことについて、事務局のほうから説明お願いできますでしょうか。取扱いについてお願いできますでしょうか。

小林書記。

○係長（小林康訓君） TechDesign株式会社から資料の提出がございまして、お手元にはTechDesign株式会社のほうで作成した書類のほうがございます。その中において、出してきた書類には機密保持契約書とか、あとは発注書とか、そういったものが出されてはいるのですが、当法人から回覧で確認をしていただいて、調査が終わりましたら返していただきたいというふうなご要望がありましたので、そこはちょっと委員長と協議をさせていただいて、ファイリングをしてご用意いたしましたので、そちらを確認いただきながらというふうなことでお願いしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君）　そして、株式会社シンアイからは、お手元にございますように回答書ということで、本件調査要求の一部は地方自治法第100条に基づく調査権限の範囲を超えているものと判断しますという見解が示されております。そして、プライバシー保護、守秘義務、営業秘密という観点からも、第三者へのプライバシー情報の開示に応じることができませんということを受けまして、これ以上、既に提出した資料以上の提出可能な資料はありません。既に参考人、証人として本調査に協力して聞き取り済みということなのでということです。ですけれども、今後も可能な限り協力はしてまいりますということで、本回答は調査への不協力を意図するものでなく、法令及び権利保護の観点からやむを得ない対応であることをご理解いただきますようにということで、株式会社シンアイの代表取締役川田俊介氏からの回答が来ております。

これを取りあえず、コピーするなということなので、皆様に見ていただきたいなと思います。ごめんなさい。TechDesignのほうです。これを見ていただきますが、これを今見て、今判断するのはちょっと難しいと思いますので、見ていただきまして、この資料に対する検討はまた後日行いたいと思います。

また、シンアイさんに関しては、そのようなことが出てきておりますので、シンアイさんに対する皆様のご意見をお聞かせ願えればと思います。そしてまた、資料を見た方で何かお気づきの点がありましたら、TechDesignのことについてもご意見いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔「こちらのほうで確認したいことがあるんですが、それはどうしたらよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君）　では、大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君）　すみません。資料回覧のほうはゆっくりと見ていただいて構いません。

今手元に配付されましたTechDesignさんのほうの意見書等に添付されているものについて、すみません、確認をしたいことがございます。一番最後のページでございます。4、什器類に関する重要事項の補足、その部分についてでございますが、テーブルの納入について、請求書上のテーブル10台は岩舟校開校に先行して、ひまわり学童板倉校へ納入しています。その次、椅子と液晶モニターの相違について、請求書上は椅子20台となっておりますが、実際には同等価格の液晶モニター、フィリップス製4台を納品しました。これは発注元より現場のPC作業環境構築を優先したいとの意向から、同等額のモニターを納入してほしいとの要請があったためですと書いてあります。これは、先ごろの神崎電機さんの証言と同じように、見積書、そして請求書と違うというふうにとってよろしいということなのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君）　そうですね。私は事前に資料のほう見させていただきましたけれども、栃木市に出してきたものと実際納入したものが違うということ TechDesignさんのほうで言われているものです。私もそう思います。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今、私、1人だけ、TechDesignさんから提出された書類を拝見させていただきましたが、こんなもの証拠になりませんよ。本当にこれだけですか。

○委員長（内海まさかず君） はい、そうです。

○委員（広瀬義明君） 提出はしていただきましたが、これで正当性が担保できると思っていらっしゃるのでしたら、非常にTechDesignさん厳しいのではないかなと思います。

委員長、ちょっとよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） はい。

○委員（広瀬義明君） 今回、TechDesignさんから出していただいた意見書の中に、本来の請求書では椅子を買ったこと、20台買っていることになっておりますが、実は違うものを買っていたと。要するに先日の神崎電機さんでしたか、同様、あの請求書は虚偽であったということになるのだと思うのですが、これはまた大きな問題になるのではないかなと思います。これについて、さらに調査も必要になってくる可能性もあるのではないかなと。皆さん、閲覧が終わってからちょっとご協議いただけたらなと思います。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 大変申し訳ございません。読んでいる方が会議に参加できないというのも問題なので、この間は休憩を取って、その間に見ていただくか、2人で1つぐらいにしないと、ちょっと時間かかるとは思います。いかがしますか。

○委員長（内海まさかず君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時29分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時05分）

○委員長（内海まさかず君） ただいま皆様にTechDesignから出された文書、記録を見ていただきましたけれども、現時点で何かお気づきの点がありましたらご指摘いただければと思います。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません。お手元がないので、口頭になりますが、まず最初の複合機の発注書についてなのですが、振り仮名が株式会社フジオカクリーンワークス、お客様名が株式会社ティ・エイチ・エスということがちょっと理解できないのですが、なかなかこういった発注書は世の中に存在しないのではないかなというふうに、まず言わせていただきます。

それと、先方から、椅子やテーブル、そういったものの、実はこうだったと。実は納品書という

ものがございしますが、このひまわり学童クラブ御中となっている納品書の日付が2022年ということで、どっちにしても補助金の対象には当たらないのではないかというふうにも感じておりますし、一体そういったものをどのような形で見積りをつくり、市に請求してきたのか。やはり佐山氏と皆さんとの関係、そしてどのような形で1,200万円を積み重ねてきたのかというのは、おかしな点しかないのではないのかなと思います。そういった意味で、この2つ、振り仮名、名前、そして納品書の日付があまりにもちょっと違うのではないのかなということを指摘させていただきます。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 副委員長からもご指摘がございましたけれども、まずTechDesignさんの新しく出された資料の中に、実は椅子は20脚、納品はしていない。実は、その分はモニターを納品していたのだと。要するに今までの請求書、市に提出したものは虚偽であったということを明らかにされる、自ら明らかにされる内容でございました。これは非常にゆゆしき事態であり、さらなる疑義を疑わざるを得ない。

加えて言えば、複合機についても、発注しましたというような書類はありますが、買いましたというような出金の流れを示すものが何一つない。ということは、実際に買ったかどうかということも非常に怪しい話でございまして、中には、あれは毎月カウンターで数えてお金を払っていたというようなうわさも聞こえてまいります。あくまでもうわさですので、ここで話は出しませんが、きちんと販売をしたという証拠にするには若干足りないなというふうに感じました。

○委員長（内海まさかず君） 以上のようなご指摘を頭の中に入れておいていただければと思います。

次に、2点目といたしまして、地方自治法第100条の2に基づき依頼いたしました専門機関による調査として、工事監査法人による実地監査が1月28日水曜日に行われ、私と大浦副委員長が立ち会いましたので、ご報告させていただきます。

本来、市担当課からの聞き取りを行うとともに、メインとしては、学校法人陽光学園に協力いただいて、建物内部を施工業者の立会いの下、調査ということを想定しておりましたが、皆さん、ご存じのとおり、学校法人陽光学園からは協力を断られておりましたので、実際に行えたのは、工事監査法人からの市担当課への質疑応答などとなりました。具体的な調査結果の報告については、後日、工事監査法人から提出され次第、皆様と確認し、本委員会の調査報告書にどのように反映していくかを相談させていただきたいと思っております。

次に、3点目といたしまして、前回の委員会において、執行部に対して情報提供依頼を行うこととし、その回答の提出がありました。タブレットに配付のとおりであります。

事務局からの説明をお願いいたします。

小林書記。

○係長（小林康訓君） それでは、タブレットのほうの資料になりますが、日程第2、アンダーバー、3、資料、アンダーバー、執行部からの回答というふうなものになります。こちらにつきましては、

1月14日の委員会において。

○委員長（内海まさかず君） 大丈夫ですか、皆さん。

お願いします。

○係長（小林康訓君） 右肩361号のところになります。1月14日の委員会において、確認するようにご指示がございましたので、執行部のほうに情報提供の依頼をいたしました。2枚目が照会事項と回答となります。

まず、照会事項（1）ですが、ちょっと日付飛ばしまして、栃木市民間学童保育事業補助金（藤岡校）について、令和4年度の補助金として交付決定し支出しているが、補助対象としては、経費の一部に令和3年度に実施した工事等が含まれる場合は補助対象となるのかというふうな質問になります。こちらは、たしか会議の中で、神崎電機商会さんが施工期間が令和4年の1月頃だったというふうな証言があったので、それは対象になるのかというふうなことを確認するようというふうなご指示だったかと思います。

回答のほうですが、2番の（1）経費の一部に前年度に実施された工事等が含まれる場合について、改めて国に確認したところ、本補助事業は複数年度にかけて実施する大規模な工事等ではなく、単年度で完了する軽微な改修等が対象であることから、年度内に実施された工事等が対象となるという回答でした。したがって、令和3年度に実施した工事等については補助対象外となりますというふうな報告になります。

続きまして、2点目、同補助金に補助対象とならない経費が含まれている場合には、交付要綱等には返還義務や罰則の定めがあるのか。回答のほうは、栃木市補助金交付規則では、補助対象外の経費が補助対象となることは想定されておりませんが、補助金額の変更については、変更交付申請にて変更できるほか、不正等により補助金を受領した場合には補助金の取消し等の規定があり、いずれも補助金の返還が必要となります。

また、この補助金の財源である国の子ども・子育て支援交付金には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる適化法というようなものですが、により、市規則同様、取消し等の規定があり、今回のような間接補助事業の場合、交付金を直接受け取っている市に、まず適用されます。罰則につきましては、市規則には規定がありませんが、適化法には規定があり、偽り、その他不正の手段により交付を受けたもの（間接補助事業者を含む）に適用される場合がありますというふうな報告がありました。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） この案件につきましては、執行部に対する指摘事項を検討する際の材料にもなると思われれます。現時点で皆様からのご意見をお聞かせいただけますでしょうか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 間接補助事業者という意味をちょっと詳しく教えてもらいたいのですけれど

も。

○委員長（内海まさかず君） 小林書記。

○係長（小林康訓君） 間接補助事業者を含むというのは、要するに補助金を受け取った側になります。

○委員長（内海まさかず君） 下請も含むということですね。

○係長（小林康訓君） すみません。下請を含むかどうかは、ちょっとそこは、申し訳ないですけども、分かりません。端的に申し上げますと、学校法人陽光学園のことだというふうに、補助金を受け取ったものというふうなことになります。

○委員長（内海まさかず君） ほかに皆さんございますか。たしか四百何十万円ですよ。神崎電機さんがやられていた。478万円、これが前年度にやられていたということなので、ということになるのかなとか思うのですけれども。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） となりますと、今日、文書提出となったTechDesignさんの物品納品が2022年の日付だったのかなと、今手元にないので、と思いますが、そうしますと岩舟校についても同様になってくるのかなと思うのですが、そういったことでよろしいのですよね。

○委員長（内海まさかず君） この日付については、もう一度、我々再調査というか、確認をしなければならぬと思います。この後、それをしましょう。

では、次に入りたいと思います。次に、4点目といたしまして、当委員会の調査について、市長宛てに陳情書が提出されたとのこととあります。議長宛てに写しの参考送付がありましたので、ご報告いたします。タブレットに配付のとおりでございます。

概要について、事務局から説明をお願いいたします。

小林書記。

○係長（小林康訓君） それでは、タブレットの日程第2の4、資料というふうな、次のファイルのほうをお開きいただければと思います。

市長から議長宛てに、市民サービス運営の妨げとなっている百条委員会の停止と人権侵害の救済に関する陳情書について（参考送付）ということで、令和8年2月4日付の文書が来ております。

ちょっと資料が挟まっているのですが、ページを2枚めくっていただくと、栃木市長様、市民サービス運営の妨げとなっている百条委員会の停止と人権侵害の救済に関する陳情書というふうなのが出てきております。

ページを2枚めくっていただくと、提出者はチャンプグループホールディングス代表取締役佐山和章及び社員、従業員、パート、アルバイト一同よりというふうなことで、市長宛てに百条委員会に関する陳情書が提出されたというふうなものでございます。

さらに、ちょっとめくっていただきますと、後ろに日付の書いたものと、何かタイトルの書いた

ものの一覧というふうなのがあるのですが、これのさらに後ろに、新聞記事とか、そういったものがついてはいるのですが、ちょっと権利関係もございますので、データ化はしておりませんので、それが見たい場合には事務局までお願いできればと思います。

この執行部側の対応について確認をしたところなのですが、執行部、チャンプグループホールディングス代表取締役佐山和章様ということで、一応お返事はしたということで、そのお返事の内容というのは、議会に関する権限でございますので、議会宛て情報提供いたしましたので、ご連絡いたしますというふうな、以上のご返答というふうなことになります。これを受けて、市長が議長にこの写しを送ってきたというふうなものかと思われま。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） 皆様、何かご感想等ありましたらご発言をお願いします。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 執行部宛て、市長宛ての名前でこのようなものが出てきたということは、正直びっくりしました。本当に何を考えていらっしゃるのか、理解が及ばないところでございます。

内容を読ませていただきますと、やはりうそが交えておまして、新聞やメディア等の報道関係から一度も状況確認や聞き込みがなくでと言っておりますが、何社も佐山氏に確認を取ったり、園にも行っている状況もありますので、こういったうそも入っておりますし、ある意味、以前の内海議員の一般質問ではっきりと分かりました。これは市長の口から出ましたが、年間2億7,000万円もの補助金が入っている。その中に給食の配送事業、一般乗合運送事業、家庭ごみ回収事業、施設指定管理事業、農集排管理事業ですか、こういったものって自分で書いてあるのですけれども、こういったものが全部自分たちでやっている。一つの、私は氷山の一角と思いたい性格なので、全てにおいて市は見直すべきではないのかなというものを意見書に書くべきかなと思ってしまいました。私の感想です。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私も全く副委員長と同感なのですが、加えて、副委員長が申し上げた事業、これだけやっているのが、もしものとき止まってしまってもいいのですかと言いたげな内容になっているのには、非常に遺憾に思っております。

○委員長（内海まさかず君） これは直接関係なさそうなので、でも、市長に対して百条委員会を停止しろという陳情が出ているということをご確認いただければと思います。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 自分事で申し訳ないのですけれども、最後のほうに針谷市議、いくぞう通信、2025年の6月6日、ちょっと手元にないからあれですけれども、こういうようなことも情報を、正しいかどうかよりも、気に入らないものをここに挙げてきたというような感じで、私は受け止めるのですけれども、そのほかにも農地転用が云々、一連の、先ほど言いましたように2億7,000万円

の市からの委託金等も入っているということで、本当に議会に対しても、執行部に対しても、俺がいなかったら、おまえら何もできないんじゃないかみたいな気持ちが、私の気持ちの中にあるのですけれども、そんなことを言ってきているのだな。本当に反省も何もない。議員さんの名前もあちこちありますよね。大浦さんSNS投稿とか、本当に、もうあきれて、自己保身だけに走っているものであるなというような感じで読ませてもらいましたけれども、私たち議会は、正しいことや不正をきちんと見届けていって、検査権を持ったり、あるいは議会としての仕事もあるわけですから、そういうものは一切、見ていきますと、全く悪いのはそういうものをでっち上げた我々議会であるとか、議員であるとかというようなことが非常に書いてあるということで、大変不快な思いで読ませていただきました。

○委員長（内海まさかず君） では、これはこの程度にしておきますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 3時24分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時25分）

◎閉会の宣告

○委員長（内海まさかず君） 以上をもちまして委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 3時25分）